

答 申 第 3 0 6 号

平成21年10月8日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年10月15日付け安整第1053号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成20年9月24日付けで異議申立人から提起された、平成20年9月22日付け安整第911号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示とした情報のうち、別表の審査会の判断欄に「開示」と表記した情報を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成20年9月22日付け安整第911号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 耐震偽装を隠ぺいしたため、杭の長さを故意に開示しない。
- (2) 実際の杭の長さは、地下の地盤がどこにあるかにより決まるものであるから設計に係るノウハウではない。
- (3) 建築確認申請の書類を県職員が関与し改ざんしているのを隠ぺいするためのものである。
- (4) 建築宅地課への開示請求に対する処分は、不都合なことを平気で隠ぺいすればよいと常習となっている。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書の開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、平成20年8月21日付けで「鋸南町立勝山小学校の新校舎等の完成検査に関する一切の書類（建築確認申請の書類を除く）」の開示を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 行政文書の特定及び本件決定について

実施機関は、本件請求に係る行政文書として第H19確更建築千葉県000168号の完了検査申請書及び関係図書一式を特定し、本件決定を行った。

3 不開示の理由について

(1) 不開示とした部分について

本件請求に係る行政文書において不開示とした部分は、完了検査申請書第四面における照合内容（構造耐力上主要な部分の防錆及び、防腐及び防蟻措置及び状況）及び確認を行った部位、材料の種類等（居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種

別及び当該建築材料を用いる部分の面積、天井及び壁の室内に面する部分に係わる仕上げ材料の種別及び厚さ）並びに内装仕上げ写真並びに杭打工事結果（杭長変更リスト及び杭長変更図）である。

(2) 条例第8条第3号該当性

不開示とした部分は、建築主から依頼を受けた法人である建築士事務所が行った設計に係る情報である。法人である建築士事務所は、その所属する建築士が建築基準法（昭和25年法律第201号）の範囲内で、建築主の需要にこたえ、間取りや外観等について経済性及び全性等を考慮し、建築士の経験、技量に基づいて設計するものである。これらの情報が明らかになれば、建築士事務所に所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えられらる。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、耐震偽装を隠ぺいするため、杭の長さを故意に開示しないと主張するが、耐震偽装であるか否かはともかく、不開示とした理由は、上記3(2)で説明したとおりである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

(1) 本件請求及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨1及び2のとおりである。

(2) 異議申立人は、平成20年9月24日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件請求に係る行政文書について

本件請求に係る行政文書は、実施機関が鋸南町長から平成20年7月30日に收受した鋸南町立勝山小学校の校舎等（以下「本件建築物」という。）に係る建築基準法第7条第1項の規定による完了検査申請書及び関係図書一式（以下「本件文書」という。）であり、このうち実施機関が本件決定において不開示としたのは、別表「不開示情報一覧」に掲げる実施機関が不開示とした情報（以下「本件不開示情報」という。）である。

3 条例第8条第3号該当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第8条第3号イに該当すると説明するので、以下、本件不開示情報の条例第8条第3号イ該当性について検討する。

(1) 条例第8条第3号イの判断基準

条例第8条第3号イは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として定めている。

ここでいう「権利、競争上の地位その他正当な利益」とは、法的保護に値する権

利一切、ノウハウ、信用等の法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位及び事業運営上の地位も広く含むものである。

また、条例第8条第3号イの「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質に応じ当該法人等又は当該個人の権利の保護の必要性や当該法人等又は当該個人と県との関係などを十分考慮しなければならず、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

以上のような判断基準により、本件不開示情報の条例第8条第3号イ該当性について、以下、具体的に検討する。

(2) 本件不開示情報の条例第8条第3号イ該当性について

ア 本件不開示情報のうち、内装仕上げ写真の具体的な建築材料等の説明を除いた部分については、用途が小学校であるという本件建築物の性質をかんがみると、教師、児童、保護者等多数の者が知り得る情報であることから、公にすることにより、本件建築物の設計をした建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

イ そのほかの本件不開示情報は、具体的な建築材料の種別や杭打工事に使用した杭の種別・寸法などの情報であり、設計者がその蓄積された建築設計に関する知識、技術、経験等を用いて、建築主の要望やコスト等を踏まえて決定した本件建築物の設計に係る情報と認められる。

これらの情報は、公にすると、当該建築士事務所に所属する建築士の持つ設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当する。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、本件不開示情報のうち、別表の審査会の判断欄に「開示」と表記した情報については、条例第8条第3号に該当しないので開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
20. 10. 15	諮問書の受理
20. 11. 19	実施機関の理由説明書の受理
21. 2. 20	審議
21. 3. 27	審議 実施機関から不開示理由の聴取
21. 5. 19	審議
21. 6. 23	審議
21. 7. 21	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成21年7月21日現在)